

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

長谷川ビル

埼玉県川越市砂新田八十九番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 駐車場の開場時刻が、自転車・歩行者の多い時間帯と重なり、また、駐車場出入口から交差点までの間が非常に短いため、来店者との事故防止に努めること。

・ 騒音等の苦情が発生しないように近隣住民へ配慮した運営を行い、苦情が発生した場合には適切に対応すること。

二 縦覧期間

平成二十五年三月五日から平成二十五年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター